令和元年度

小牧市環境年次報告書

平成３０年度の

- **環境の状況**
- **第二次小牧市環境基本計画の進捗状況**

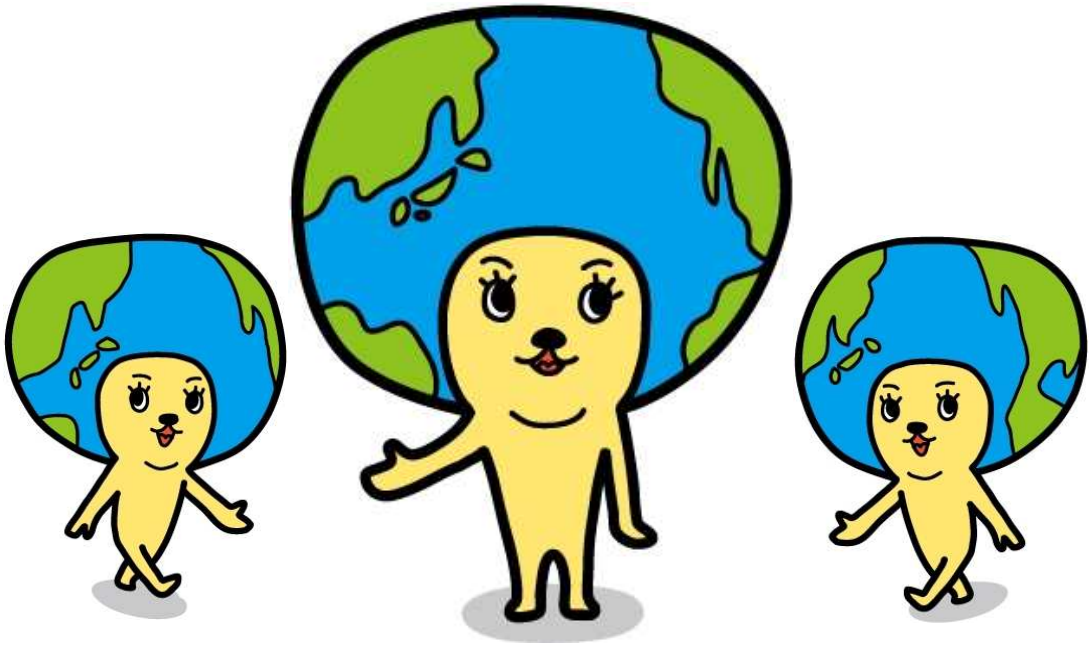

小牧市の目指す「望ましい環境像」

尾張野の　四季の恵みが　実感できるまち

～環境都市こまき～

小　牧　市

目　次

＜Ⅰ＞自然環境の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
＜Ⅱ＞小牧市の環境の状況
　　1　大気・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　　2　水質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
　　3　土壌・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
　　4　騒音・振動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
　　5　悪臭・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
　　6　公害の種類別苦情件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
＜Ⅲ＞廃棄物の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
＜Ⅳ＞第二次小牧市環境基本計画の進捗状況
　　1　計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
　　2　環境基本計画の施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
　　3　推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
　　4　進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
　　5　計画期間の延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
　　6　進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

＜Ⅰ＞自然環境の状況

１　自然・地形・気候

本市の地形は、北東部が天川山（２７９ｍ）を最高部とした丘陵地で、中央から西部が平坦地となっており、全体的には、東高西低の特徴を持っています。

北東部の丘陵地は、隣接する犬山市域とあわせて愛岐丘陵とも呼ばれ、岐阜県域から名古屋市の東部地域、さらには知多半島に連なる比較的緩やかな地形を有しています。市の中央部には、平坦な洪積台地の段丘地形が広がり、西部の沖積地とともに、この平坦地は多くの市民が住む市街地や産業集積地域として活用されています。

本市を流れる自然河川は、五条川水系と大山川水系に分けることができます。五条川の支流である矢戸川・境川・巾下川などは、犬山扇状地の南端から流下しています。

大山川は、本市北部の丘陵地帯を集水地とし、倉谷川、稚児川、池下川などを合流し、池之内、本庄地内で方向を変えて南下しています。さらに、本市南端で西行堂川と合流しています。その他、かんがい用水として、合瀬川（木津用水）、新木津用水、入鹿用水などがあります。

本市は、気候的には、太平洋岸気候区の特徴である夏高温多雨で冬小雨という傾向があります。年平均気温は１６度と温暖で、降水量にも恵まれています。また、冬には伊吹おろしと呼ばれる強い北西風が吹く日が多くなっています。

２　河川の状況

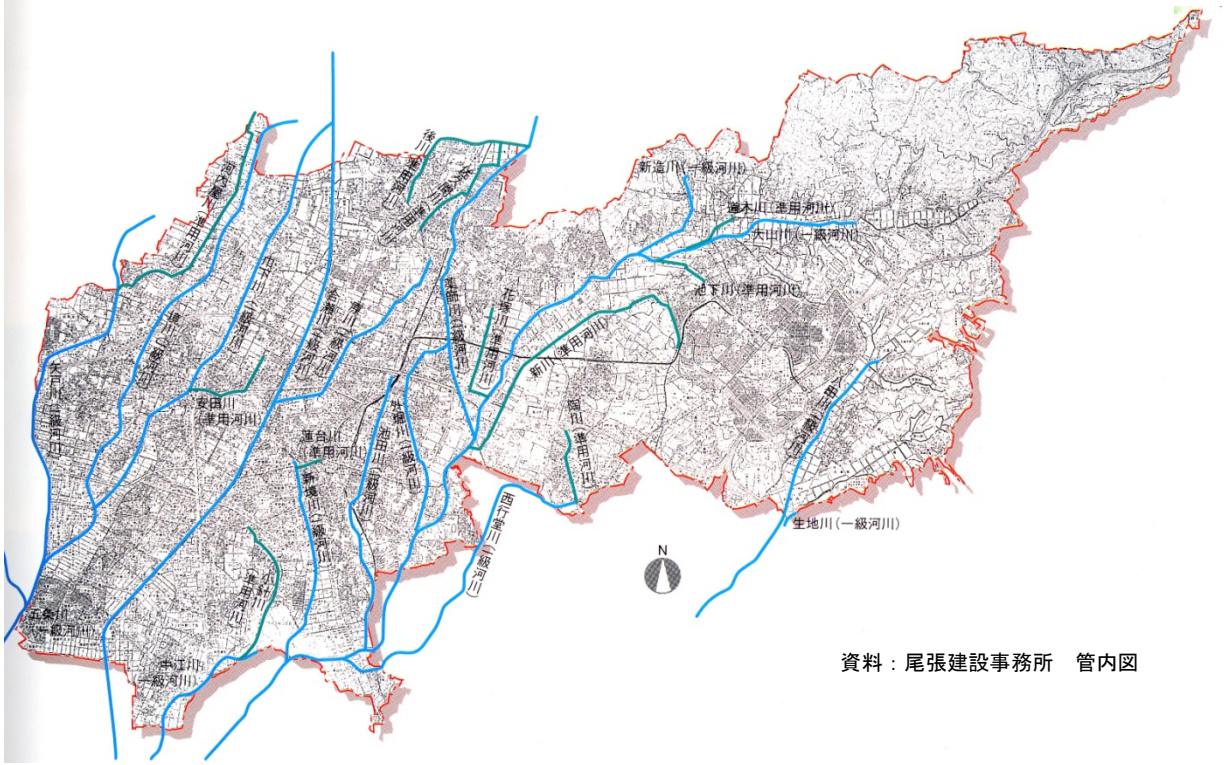

資料：尾張建設事務所　管内図

３　気象

概　況

この表は、小牧市消防本部（小牧市安田町 119、北緯 35 度 17 分、東経 136 度 54 分（世界測地系））の観測値です。

平均気温、平均湿度は１日 24 回（毎正時）の平均です。

年　次	気温(℃)			湿度(%)	降水量(mm)		風速(m/s)	
及び月	平均	最高	最低	平均	総降水量	最大日量	平均	最大瞬間
平成 29 年	15.7	36.1(8 月 24 日)	-3.2(1 月 15 日)	70.9	1,676.0	162.0(10 月 22 日)	2.3	29.5(9 月 17 日)
平成 30 年	16.8	39.5(7 月 15 日)	-3.8(1 月 27 日)	71.6	1,640.5	78.0(7 月 5 日)	2.4	17.4(9 月 4 日)
30 年 1 月	3.6	14.4	−3.8	74.9	46.0	15.5	2.2	18.5
2 月	4.4	15.1	−3.0	63.0	17.0	13.0	2.3	18.0
3 月	10.9	24.4	0.7	65.3	187.0	39.0	2.6	19.9
4 月	16.3	29.3	3.2	65.9	194.5	58.0	2.5	16.8
5 月	19.8	31.8	9.8	68.9	240.5	64.5	2.4	20.0
6 月	23.4	34.5	15.0	75.7	169.0	49.0	2.4	16.0
7 月	29.4	39.5	21.7	73.4	186.0	78.0	2.9	18.5
8 月	29.5	38.0	20.5	70.4	142.5	71.5	2.8	25.0
9 月	23.6	32.3	14.9	82.2	335.5	44.5	2.1	38.4
10 月	18.7	29.2	10.1	73.7	21.0	7.0	2.1	16.8
11 月	13.7	23.3	3.1	70.2	43.0	27.0	1.9	14.7
12 月	7.9	19.9	−1.9	74.9	58.5	12.5	2.2	16.5

資料：小牧市消防本部

＜Ⅱ＞小牧市の環境の状況

～全国の概況～

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基準が定められており、国・県・市それぞれがその達成状況等を把握するため、汚染状況を監視、測定しております。

大気については、大気汚染に関する監視項目において概ね環境基準を達成しておりますが、光化学オキシダントと微小粒子状物質(PM2.5)の達成率は依然低い状況です。また、近年では微小粒子状物質（PM2.5）が注目されており、愛知県ではこれに対応するため、測定機の整備を進め、常時監視体制をとることにより、正確な情報の迅速な提供に努めています。

水質においては、人の健康の保護に関する環境基準に関して全国のほとんどの地点で達成している状況にあります。一方、生活環境の保全に関する環境基準では、有機汚濁の代表的な水質指標であるＢＯＤ※1については、河川では改善傾向にありますが、湖沼での達成率は低い傾向にあります。

騒音・振動・悪臭は日常生活に特に関係が深く、その発生源は多種多様となっています。近年は比較的小規模な施設を原因とする苦情が多くみられる傾向にあります。

以下は、本市における環境状況の報告となります。

１　大気

概況

大気汚染とは、人間の経済･社会活動による物質の燃焼等によって大気中にいろいろな汚染物質が拡散し、大気が汚染されることをいいます。

大気汚染の原因物質として代表的なものには、工場、事業所等の固定発生源から排出される窒素酸化物（NO_x）、硫黄酸化物（SO_x）があり、窒素酸化物は自動車等の排出ガスにも含まれます。

また、窒素酸化物、硫黄酸化物等は酸性雨の原因にもなり、現在では、オゾン層を破壊するフロン、地球温暖化の原因である二酸化炭素等の温室効果ガス等、地球環境を破壊する大気汚染物質も問題になっています。

愛知県では、大気汚染の状況を把握するため、市内中心部（小牧一丁目 小牧高校）に愛知県大気汚染測定局（一般環境大気測定局）を設け二酸化硫黄（SO_2）や窒素酸化物等の常時監視をしています。

また、本市でも平成１４年（２００２年）１２月に自動車排出ガス測定を目的として小牧市大気汚染測定局（自動車排出ガス測定局）を国道４１号沿い(弥生町交差点)に設け、窒素酸化物、浮遊粒子状物質等について２４時間常時、連続測定を行っています。

窒素酸化物や揮発性有機化合物（ＶＯＣ）等が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こすと発生する「光化学オキシダント」と呼ばれる物質が原因である「光化学スモッグ」は、平成３０年度は予報・注意報の発令は１回ずつで、

前年度（予報のみが１回）と比較して増加しています。

なお、平成３０年度におけるこの光化学スモッグによる健康被害の届出はありませんでした。

これらの大気汚染物質が人の健康に与える影響として、光化学オキシダントは、高濃度のときは目を刺激し、呼吸器、その他の臓器に悪影響を及ぼすとされており、浮遊粒子状物質は、高濃度のときは呼吸器等に悪影響を与えるとされています。

また、窒素酸化物の一つである二酸化窒素は、高濃度のときは目、鼻等を刺激するとともに呼吸器に影響を及ぼすとされており、硫黄酸化物の一つである二酸化硫黄は、高濃度のときは目の粘膜に刺激を与えるとともに呼吸機能に影響を及ぼすとされています。

環境基準

大気汚染に係る環境基準として二酸化硫黄（SO_2）、二酸化窒素（NO_2）、一酸化炭素（CO）、光化学オキシダント（O_x）及び浮遊粒子状物質（SPM）の５物質が定められています。

小牧市大気汚染測定局の測定について、平成３０年度の測定結果は、二酸化窒素は減少、浮遊粒子状物質は増加したものの、環境基準は満たしていました。光化学オキシダントは横ばい傾向にありますが、昼間の１時間値が０．０６ppm を超えた日が２６日あったため、環境基準を達成していませんでした。なお、二酸化硫黄及び一酸化炭素の２物質は測定開始以降、平成２４年度まで継続して環境基準を満たしていたため、平成２５年度より測定項目から削除しました。（図１～３）

愛知県平均と比較すると、小牧市の値は、二酸化窒素は一般環境大気測定局・自動車排出ガス測定局とも県平均値より高く、浮遊粒子状物質は概ね同程度、光化学オキシダントは一般環境大気測定局では概ね同程度、自動車排出ガス測定局では低い傾向となっています。

また、自動測定局のほかに、デポジット・ゲージ法（ガラス製の大型漏斗とポリエチレン容器を測定地点に設置する方法）により降下ばいじんの環境調査を行っています。市内３地点（小牧小学校、一色小学校、桃ヶ丘小学校）における測定結果は、昭和５９年度の３．７ｔ／ｋ㎡／月を最高に年々減少傾向にあり、最近５年間の平均値は１．４～２．６５ｔ／ｋ㎡／月（図４）で推移しています。

平成３０年度は、３地点の年平均値が２．６５ｔ／ｋ㎡／月で、前年の値より増加しました。なお、降下ばいじんには、環境基準の設定はありません。

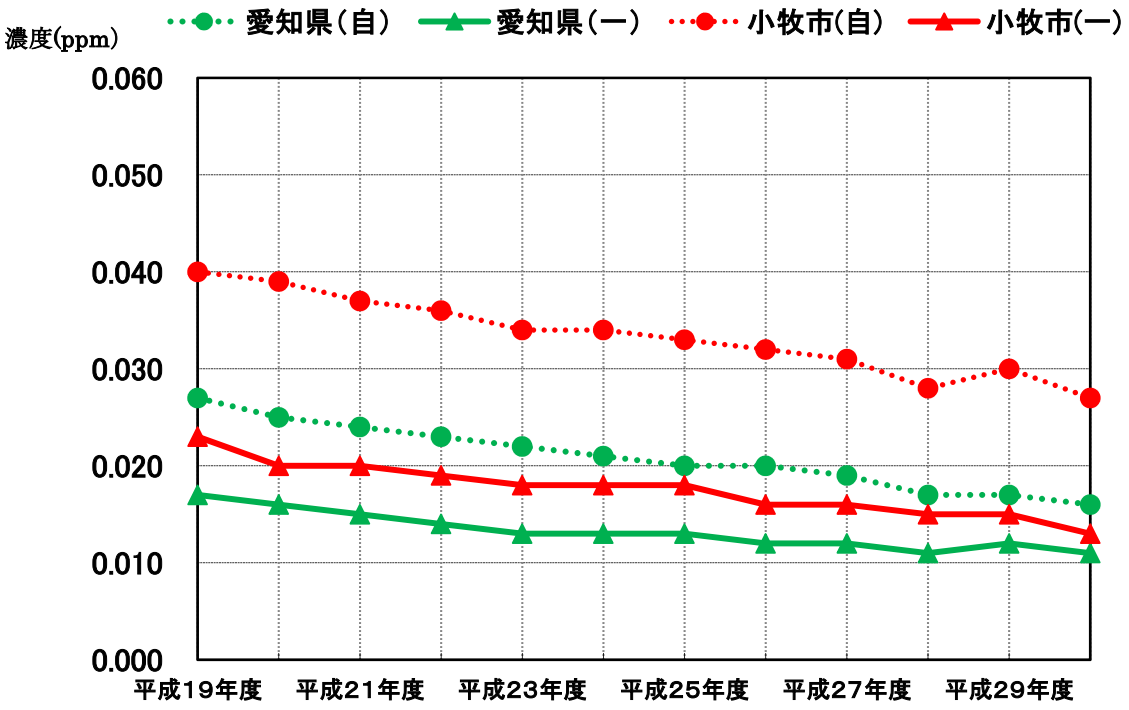

図1　二酸化窒素 年平均値

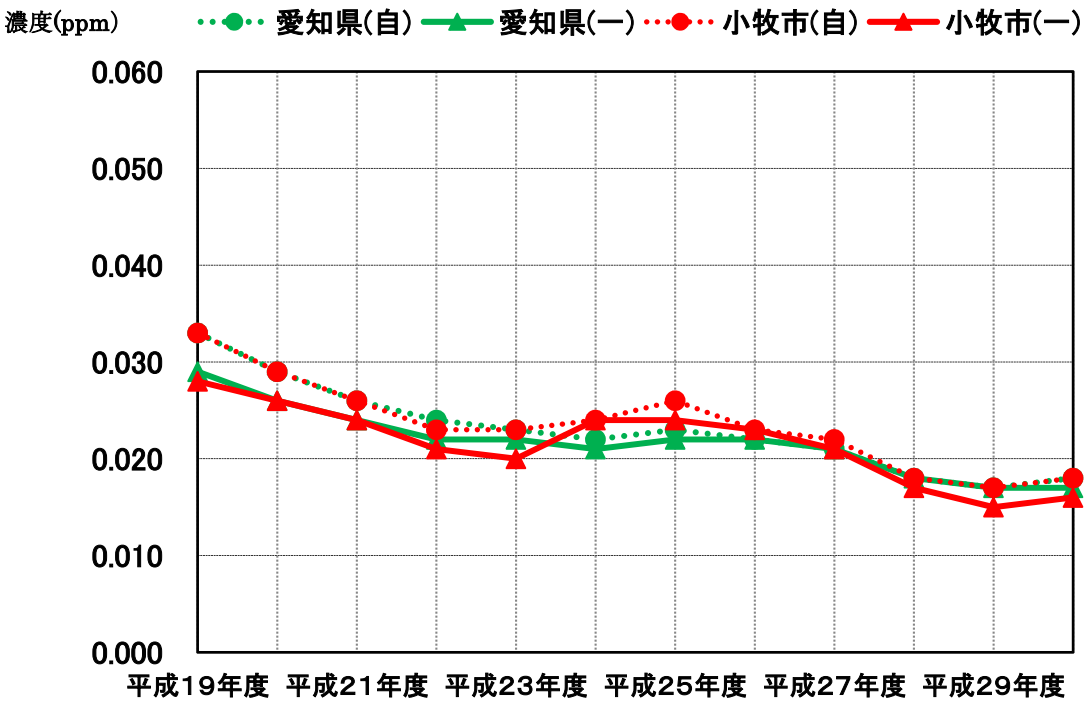

図2　浮遊粒子状物質 年平均値

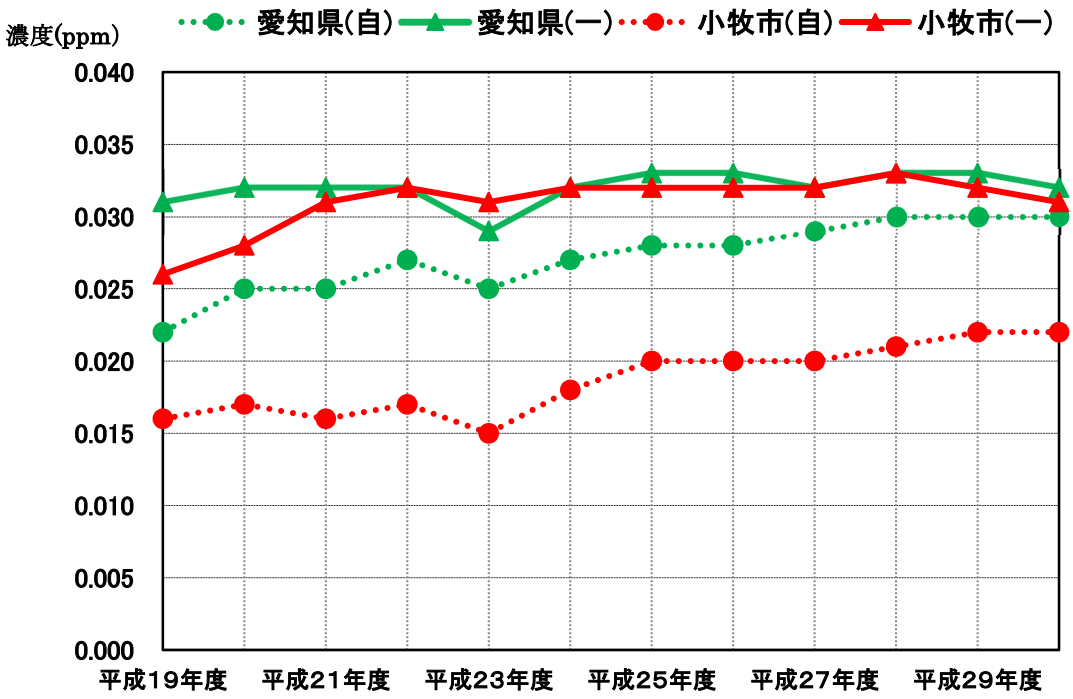

図3　光化学オキシダント 昼間年平均値

（自）：自動車排出ガス測定局

（一）：一般環境大気測定局

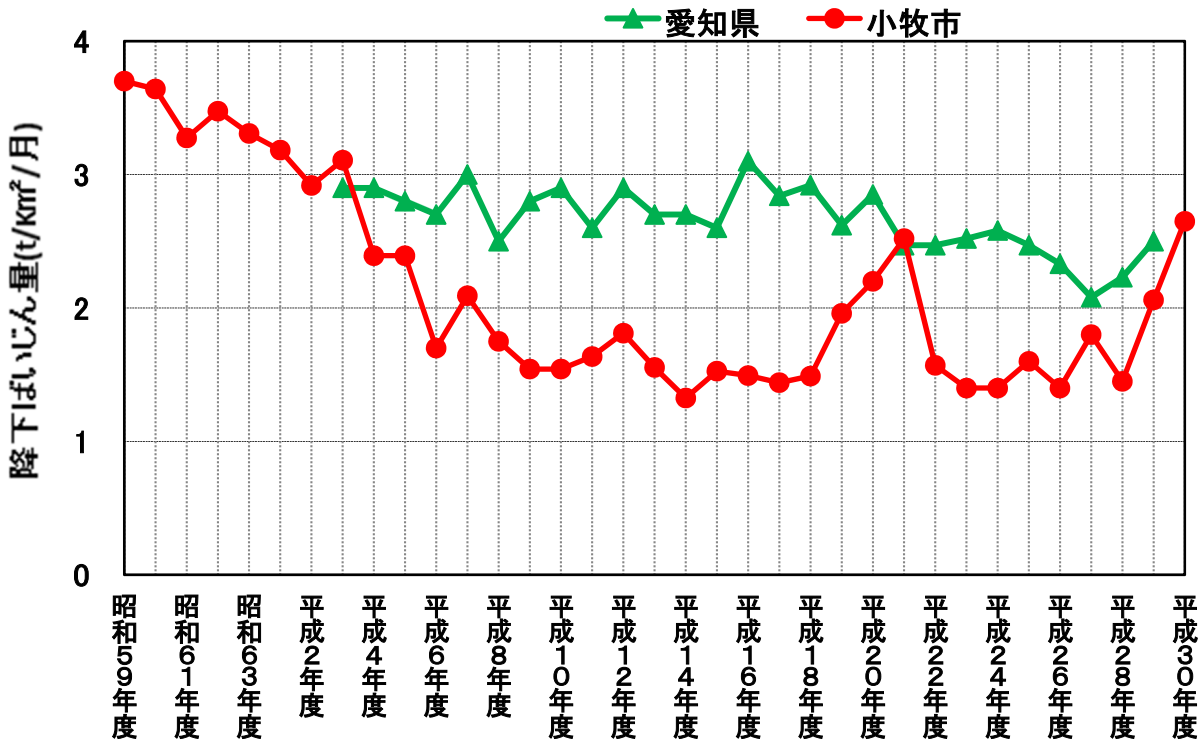

図4　降下ばいじん量

大気汚染関係　環境基準及び評価方法

物　質		環境上の条件
浮遊粒子状物質	環境基準	1時間値の1日平均値が0.10㎎/㎥以下であり、かつ、1時間値が0.20㎎/㎥以下であること。
	評価方法	年間に渡る1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した値が0.10mg/㎥以下であること。ただし、一日平均値が0.10㎎/㎥を越えた日が2回以上連続しないこと。
二酸化窒素	環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
	評価方法	年間における 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当する値が、0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	環境基準	1時間値が0.06ppm以下であること。
	評価方法	年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下であること。但し、5時から20時の昼間時間帯について評価する。

※浮遊粒子状物質・光化学オキシダント：昭和48年5月8日　環告25

※二酸化窒素：昭和53年7月11日　環告38

２　水質

概況

水質汚濁は、かつては工場・事業所からの産業排水が主な原因でしたが、産業排水に対する規制の強化と企業側の努力によって、工場・事業所から排出される汚れは減り、近年は日常生活に伴って排出される炊事、洗濯、風呂、トイレ等の生活排水等の汚れが大きな原因となってきています。

公共用水域の水質について、市内の河川は農業用水としての中小河川が多く、依然として渇水期は通水期に比べ工場等からの産業排水や生活排水が流入し、ＢＯＤ※1は高い数値を示しています。

今後、一人ひとりが豊かな環境づくりを目指し、水を取り巻く環境の問題意識を高め、洗剤は適量使用する、調理くずは水と一緒に流すのを止める、下水道接続や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換等、水環境の保全のための行動を実行していくことが重要です。

環境基準

市内１１河川３７地点において年２回、３７地点のうち１４地点においては他に年４回の水質調査を実施しています。

公共用水域(河川、湖沼及び海域)の水質については、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として環境基準が定め

られています。この水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)と生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)があります。前者は全公共用水域について適用され、後者は類型指定※2されている河川について適用されています。小牧市内の河川については、五条川(待合橋)が平成２８年度までＥ類型※3に指定されていましたが、平成２９年３月３１日付け愛知県告示第１６２号でＤ類型に変更され、基準値が厳しくなったものの、基準は満足しています。

ＢＯＤの各調査地点の年平均値については、図５のとおり大山川の小向橋、矢戸川の雉子野橋で高い数値を示しました。下水道未整備区域の雑排水が要因と推測されます。なお、全体的に７、９月の調査では、ＢＯＤは低い数値を示しており、渇水期の１、３月に高い数値を示しています。

過去の調査結果において山屋敷橋(境川)では硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素※4が高い数値がみられたため、この項目について隔月で採水を実施し監視を続けています。なお、山屋敷橋の平成３０年度における硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の平均値は、１．３ｍｇ／Ｌ（人の健康の保護に関する環境基準：１０ｍｇ／Ｌ以下）でした。

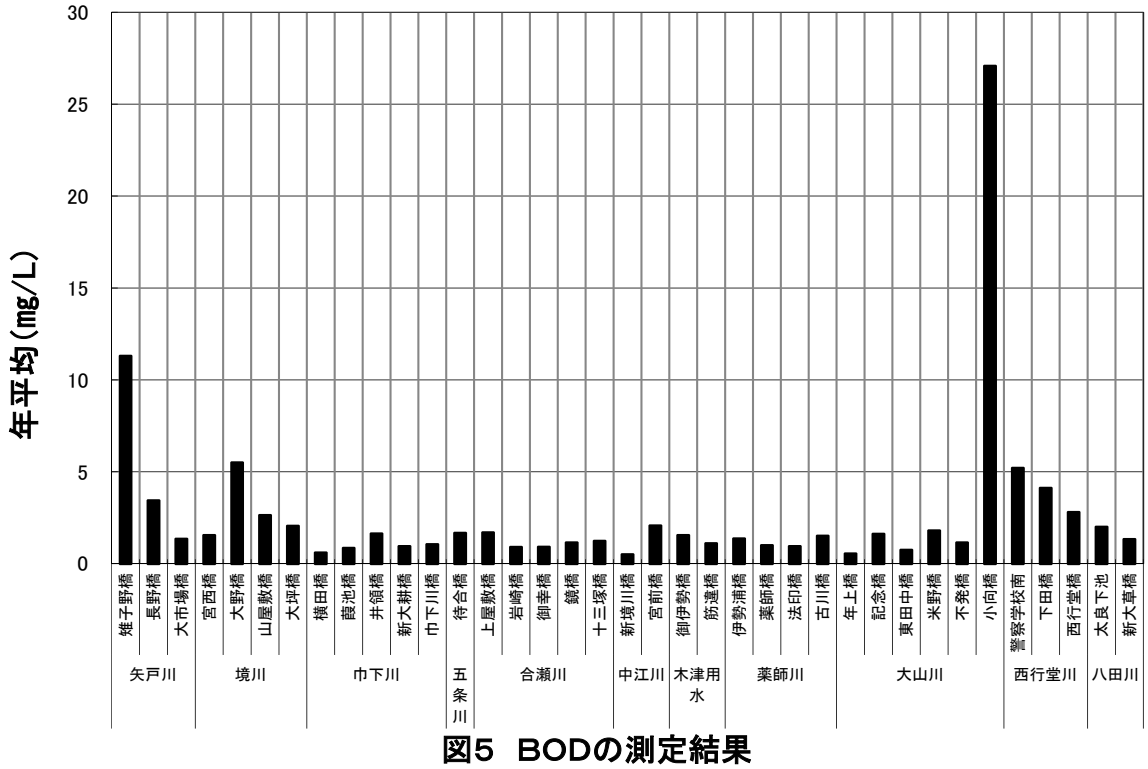

図5　BODの測定結果

○用語解説

※１　ＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）〔mg/L〕　：　水中の好気性微生物の酸化分解によって消費される酸素量のことです。水の有機物汚染が大きければ、その有機物を栄養分とする微生物の活動も活発になり、微生物によって消費される酸素の量も増加します。従って、ＢＯＤの値が大きければ水中の有機物汚染が大きいことを示すため、水の有機物汚染の指標とされています。

※２　類型指定　：生活環境の保全に関する環境基準は、全国一律の基準ではなく、河川、湖沼、海域の特性や利用目的に応じて、その適した類型に指定することとされています。河川の場合、ｐＨ※5、ＢＯＤ、ＳＳ※6、ＤＯ※7及び大腸菌群数※8の基準値や利用目的の適応性に対応して、ＡＡ類型、Ａ類型、Ｂ類型、Ｃ類型、Ｄ類型、Ｅ類型の６段階の類型があります。

※３　類型　：

水質汚濁関係　生活環境の保全に関する環境基準

類型	利用目的の適応性	ｐＨ	ＢＯＤ	ＳＳ	ＤＯ	大腸菌群数
ＡＡ	水道１級 自然環境保全及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5～8.5	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
Ａ	水道２級 水産１級 水浴 及びＢ以下の 欄に掲げるもの	6.5～8.5	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1000MPN/ 100mL 以下
Ｂ	水道３級 水産２級 及びＣ以下の 欄に掲げるもの	6.5～8.5	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5000MPN/ 100mL 以下
Ｃ	水産３級 工業用水１級 及びＤ以下の 欄に掲げるもの	6.5～8.5	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
Ｄ	**工業用水２級 農業用水 及びＥの欄に 掲げるもの**	**6.0～8.5**	**8mg/L 以下**	**100mg/L 以下**	**2mg/L 以上**	**-**
Ｅ	**工業用水３級 環境保全**	**6.0～8.5**	**10mg/L以下**	**ごみ等の浮遊が認められないこと**	**2mg/L 以上**	**-**

※４　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素〔mg/L〕　：窒素化合物のうち、硝酸塩及び亜硝酸塩のことをいい、肥料、火薬製造、ガラス製造の原材料等に使用されています。

※５　ｐＨ（水素イオン濃度）　：溶液中の水素イオン濃度を示す尺度で、酸性、アルカリ性の度合いを示します。水道水の水質基準は、ｐＨ5.8～8.6であるとされています。

※6　ＳＳ（浮遊物質量）〔mg/L〕　：粒径 2mm 以下の水に溶けない懸濁性の物質のことをいいます。一定量の水をとってろ過したあと、残留物を乾燥してその重量を測り、それを水中の濃度（mg/L）で表わしたものです。

※7　ＤＯ（溶存酸素量）〔mg/L〕　：水中に溶けこんでいる酸素量のことをいい、ＢＯＤとは逆に数値が低いほど、汚染が進んでいることを表します。コイのような腐敗物を食用とする魚等はＤＯ2～3 mg/L の水中でも生息できますが、普通の魚では、ＤＯが永続して 4～5 mg/L 以下になると生息できないといわれています。

※8　大腸菌群数〔MPN/100mL〕　：人や動物の糞便中には大腸菌が多く存在するため、これを測ることにより糞便による汚染の程度を知ることが出来ます。

３　土壌

概況

土壌は、水質を浄化し地下水を涵養（かんよう）する機能や、食物を生産する機能等様々な働きを持っています。しかし、汚染物質が留まりやすく、一旦土壌汚染が生じると、農作物や地下水に長期にわたって影響を与えることが多いといわれています。

県環境白書によると、近年、工場跡地等にできた市街地での土壌汚染の判明事例が増加しています。

市内の発生件数は、平成２９年度２件、平成３０年度４件となっています。

※市内における土壌汚染発生状況

年度	汚染場所	特定有害物質名	測定結果最大値
２９	下末	鉛及びその化合物	溶出量　0.012 mg/L(1.2 倍)
	岩崎原新田	鉛及びその化合物	溶出量　0.071 mg/L(7.1 倍)
		ほう素及びその化合物	溶出量　17 mg/L(17 倍)
		鉛及びその化合物	含有量　11,000 mg/kg(73 倍)
３０	二重堀	鉛及びその化合物	溶出量　0.012 mg/L(1.2 倍)
		砒素及びその化合物	溶出量　0.10 mg/L(10 倍)
	野口	砒素及びその化合物	溶出量　0.013 mg/L(1.3 倍)
	郷中	六価クロム化合物	溶出量　0.19 mg/L(3.8 倍)
	三ツ渕	鉛及びその化合物	溶出量　0.011 mg/L(1.1 倍)
		砒素及びその化合物	溶出量　0.026 mg/L(2.6 倍)

※ 測定結果最大値の（　）内は基準値に対する倍率を示す。

４　騒音・振動

概況

一般に騒音と考えられるものには特に大きい音、不快な音色や衝撃性の音、音声や音楽の聴取を妨害する音、注意力や作業を妨害する音等があり、その多くは、工場や事業所、家庭生活等によって発生します。

また、振動の多くは、騒音の発生と同じように工場や建設作業等によって発生します。

騒音、振動は人によって感じ方が異なり、心理的なものに大きく左右されることから、いわゆる「感覚公害」といわれ、その問題の難しさがあります。

騒音関係の苦情としては、工作機械等から発生する騒音や建設工事に伴う作業音に対するものが多く寄せられています。

小牧市では、環境騒音の実態を把握することを目的に調査を毎年１回実施しています。調査結果については、全ての地点で環境基準を満足していました。

平成30年度環境騒音結果

測定場所	測定日時	環境基準		測定値		適合の有無	
		昼間 (6:00～ 22:00)	夜間 (22:00 ～6:00)	昼間 (6:00～ 22:00)	夜間 (22:00 ～6:00)	昼間 (6:00～ 22:00)	夜間 (22:00 ～6:00)
①　商業地域 北外山 (C類型)	12 月 26 日	60dB 以下	50dB 以下	*51*	*46*	○	○
②　第一種低層住居 専用地域 光ヶ丘 (A類型)	1 月29 日	55dB 以下	45dB 以下	*48*	*43*	○	○
③　調整地域 林 (B類型)	12 月 20 日	55dB 以下	45dB 以下	*47*	*33*	○	○
④　準工業地域 三ツ渕 (C類型)	12 月 25日	60dB 以下	50dB 以下	*59*	*43*	○	○

騒音関係　道路に面する地域以外の地域に係る環境基準

地域の類型 ＼ 時間の区分		基準値	
		昼間	夜間
ＡＡ類型	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域等特に静穏を要する地域	５０dB以下	４０dB以下
Ａ類型	第１種低層住専、第１種中高層住専等、専ら住居の用に供される地域	５５dB以下	４５dB以下
Ｂ類型	第１種住居、調整等、主として住居の用に供される地域		
Ｃ類型	商業、準工業、工業等相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	６０dB以下	５０dB以下

５　悪臭

概況

悪臭は、直接的な健康被害ではなく、むしろ快･不快に関わる問題であることから騒音･振動とともに「感覚公害」と呼ばれています。

以前の苦情発生原因は、大型化学工場や畜産農業等からのいわゆる「悪臭」が大部分を占めていましたが、近年は飲食店等のサービス業やいわゆる都市・生活型と呼ばれる身の回りから発生する「におい」に変化してきています。

６　公害の種類別苦情件数

概況

市民から寄せられた公害の苦情件数は、平成３０年度１４１件で前年度に比べ３０件（対前年度比１８％）減少しています。

平成３０年度の苦情件数を種類別に見ると、大気汚染が５２件（苦情件数の３６．９％）と最も多く、その内容は一般家庭や事業系の「焼却（野焼き）」による苦情等です。

次いで騒音は３２件で、発生源別では、機械・工作機械の作業音や建設作業に伴う近隣騒音、荷物の積み下ろし作業音等による苦情です。水質汚濁の２０件は、主に工場等からの油の流出や河川の濁り等です。このように、苦情の種類は大気汚染や、騒音等日常生活に密接したものが多く、その発生原因は野焼きや、荷物の積み下ろし作業音等多種多様に及んでいます。

苦情受付件数　（件）

種別／年度	騒音	振動	大気汚染	水質汚濁	地盤沈下	悪臭	土壌汚染	その他	計
29	38	3	67	21	0	30	0	12	171
30	32	1	52	20	0	28	0	8	141

＜Ⅲ＞廃棄物の状況

１　概要

年々増大、多様化するごみを資源化し、環境衛生上支障のないよう処理するため、本市では、収集運搬体制の整備と充実に努めるとともに、排出者である市民及び事業者に対して正しいごみの処理方法、ごみの減量・再利用など市の清掃事業への理解と協力を積極的に呼び掛けてきました。

本市では、一般廃棄物を以下のとおり、収集・処理しています。

このうち、家庭から排出されるものは、４分別１９種類に区分し、市が収集をしています。事業系ごみ及び家庭系多量ごみについては、自己搬入あるいは、市の許可を受けた一般廃棄物処理業者が収集運搬を行っています。

処理については、「燃やすごみ」「破砕ごみ」「粗大ごみ」及び事業系ごみ・家庭系多量ごみは、小牧岩倉エコルセンターで、その他家庭系資源については、再資源化施設で行っています。

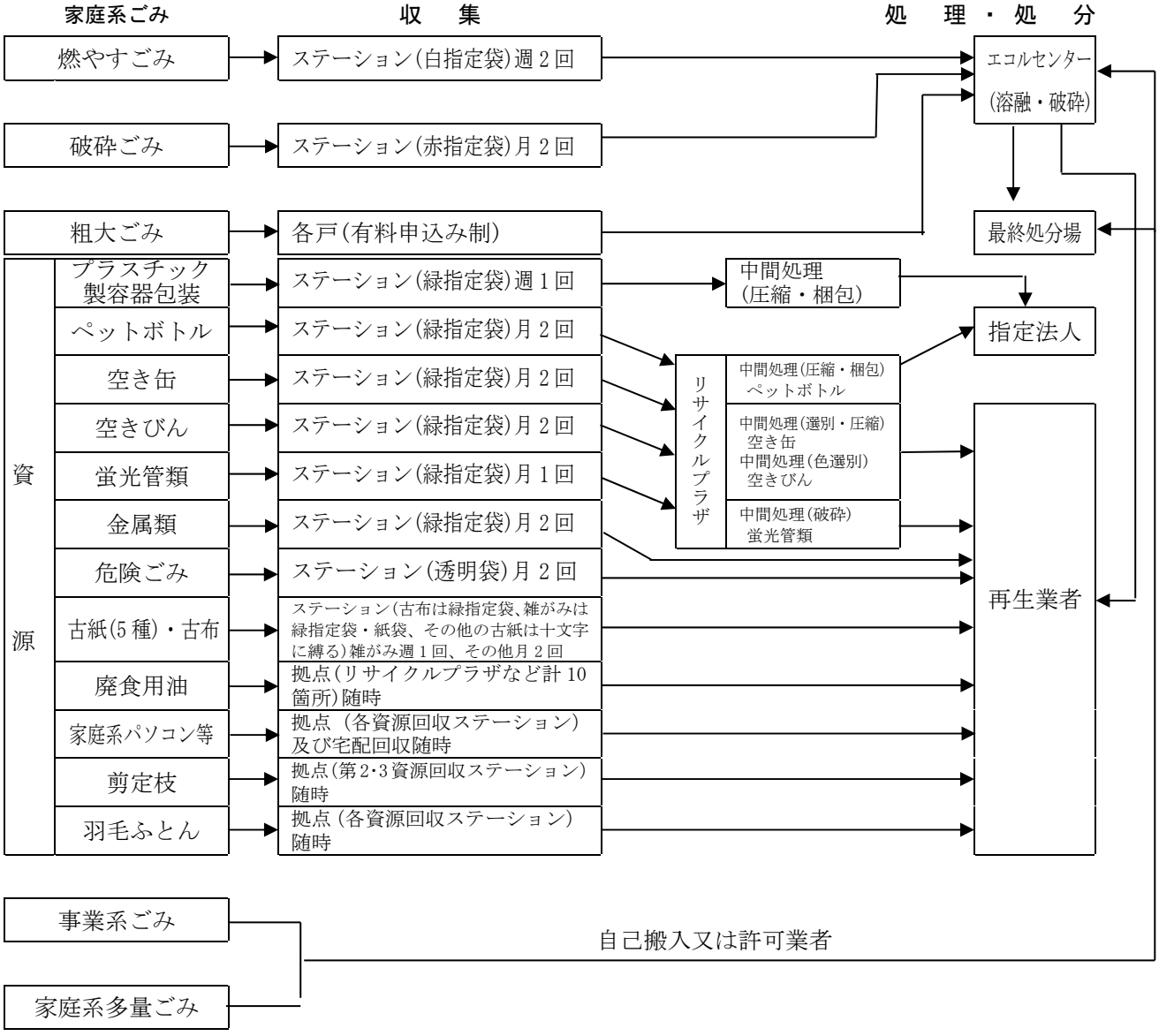

ごみ排出量と人口との比較

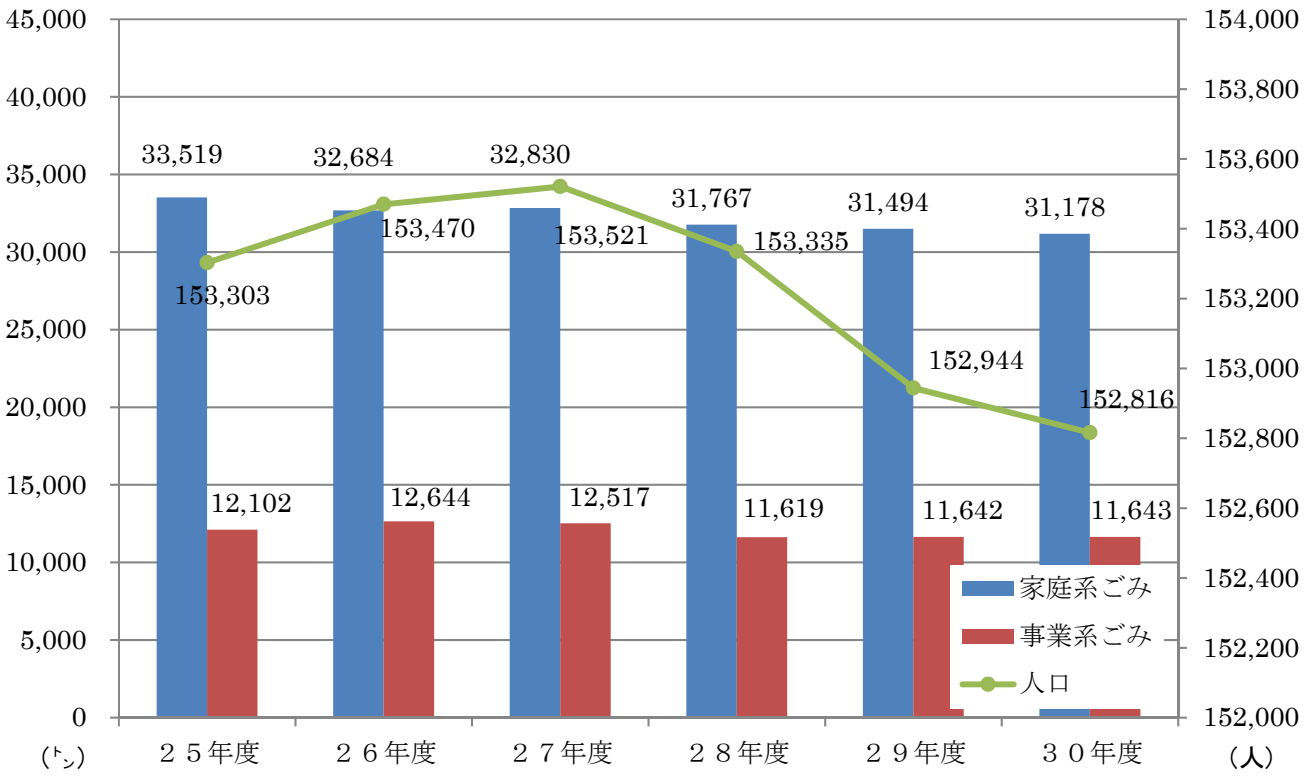

２　ごみ減量・再資源化

啓発事業

●刊行物の発行

「資源・ごみの分け方と出し方」、「資源・ごみの分別早見表」「資源・ごみ収集カレンダー」の全戸配布並びに平成２８年５月からごみ分別アプリ「ごみの日ナビ」の配信を開始し、ごみの収集日と正しい分け方や出し方を示してマナーの徹底を図っています。

また、外国人に対しては、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語のパンフレットを作成するとともに、平成２９年７月からは上記言語に対応したごみ分別アプリ（さんあ~る）の配信を開始しました。

事業者に対してはパンフレット「事業者の皆様へ」を作成、配布し、ごみ減量に対する啓発を行っています。

●小学校４年生社会科学習資料（平成７年度～）

小学校４年生が社会科の授業の中で、ごみの減量と資源のリサイクルの必要性を学んでいます。（「私たちのくらしとごみ」）

●出前講座（平成８年度～）

生涯学習まちづくり出前講座の講座「ごみ減量化対策について」に対し、職員を講師として派遣しています。

（平成３０年度　延べ参加者　　７１９人）

●行事への参加

イベント等（環境フェア、小牧市民まつり）でごみ減量を啓発しています。

●ごみ集積場での分別指導

ごみ集積場へ職員が出向き、各行政区の役員とともに分別指導を行っています。

再資源化事業

●資源回収量

市による分別収集、エコルセンターによる破砕施設などからの回収、子ども会などによる集団回収により資源回収を行っています。

単位：ｔ

区分＼年度	26	27	28	29	30
行政回収量	7,938 (10,690)	7,903 (11,198)	7,471 (11,367)	7,452 (10,810)	7,573 (11,308)
ごみ処理施設資源化量	2,105	4,078	4,269	4,153	4,247
集団回収量	2,029 (2,851)	2,040 (2,927)	1,857 (2,714)	1,687 (2,482)	1,603 (2,360)
合　計	12,072 (15,646)	14,021 (18,203)	13,597 (18,350)	13,292 (17,446)	13,423 (17,915)

※（）内は事業系資源及び新聞店回収分を含んで算出した値

●資源分別収集事業（昭和５９年７月～）

単位：ｔ

区分＼年度	26	27	28	29	30
ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装	2,205.35	2,236.17	2,214.12	2,231.74	2,167.41
空きびん	801.28	768.46	741.64	717.62	691.78
スチール缶	100.64	93.00	86.40	89.77	88.54
アルミ缶	106.36	105.35	106.33	106.60	114.91
ペットボトル	320.45	326.22	332.37	336.80	363.52
古紙・古布	4,072.28	3,714.68	3,273.06	2,998.64	2,907.74
金属類･危険ごみ	275.52	290.57	284.65	350.36	412.91
家庭系ﾊﾟｿｺﾝ 携帯電話	10.92	14.41	11.66	13.17	15.87
蛍光管類	13.92	13.15	10.85	11.82	10.57
合　計	7,906.71	7,562.01	7,061.08	6,856.52	7,573.39

※平成２７年度から金属類の収集量に危険ごみの収集量を含む。

●廃食用油（天ぷら油）回収事業（平成１８年４月～）

各家庭や学校給食センター・保育園で排出される使用済み食用油をリサイクルプラザ、資源回収ステーション、各市民センター等で回収し、バイオディーゼル燃料等に再生しています。

回収量　　単位：ℓ

回収場所＼年度	26	27	28	29	30
給食センター	12,640	12,190	12,580	13,580	15,666
保育園	1,590	1,792	1,638	2,180	2,099
資源回収ステーション等	20,340	21,290	21,120	22,900	22,622
回収量合計	34,570	35,272	35,338	38,660	40,387

●資源回収事業奨励金交付事業（平成９年４月～）

子ども会、ＰＴＡなど各種団体による古新聞等の資源回収の実施は、ごみの減量・再資源化のみならず、地域コミュニティの育成に役立っています。ごみの減量・再資源化を一層推進するため、資源回収登録団体に５円／kgの奨励金を交付しています(平成１４年４月１日から逆有償の場合は２円／kgを限度として逆有償分を加算しています)。

単位：ｔ

年度	実施団体数	古紙類	古布類	空き缶	合　計	奨励金額(円)
26	91	1,894.485	49.434	30.871	1,974.790	11,192,611
27	93	1,902.733	52.936	30.885	1,986.554	11,512,082
28	97	1,731.352	43.592	27.926	1,802.870	8,880,152
29	92	1,569.730	38.392	27.009	1,635.131	8,044,786
30	95	1,486.341	42.453	23.595	1,552.389	7,648,124

排出抑制事業

●生ごみ堆肥化事業＜生ごみ堆肥化容器貸与事業＞

生ごみの自家処理を推進するため、平成５年度から平成２７年度まで市民に対してコンポスト容器、密閉容器を無償で貸与していましたが、平成２８年度からは、補助制度に切り替えました。

コンポスト容器貸与状況　　単位：世帯、基

年　度	5～23	24	25	26	27	累計
世帯数	7,813	86	102	89	85	8,175
基　数	12,718	119	152	119	120	13,228

密閉容器貸与状況　　単位：世帯、基

年　度	11～23	24	25	26	27	累計
世帯数	1,533	45	75	38	56	1,747
基　数	2,731	68	117	61	93	3,070

●家庭用生ごみ処理機器購入費補助事業（平成１１年５月～）

家庭から出る生ごみの処理を推進するため、市民が生ごみ処理機を購入した際に購入費の一部を補助しています。平成２８年度からコンポスト容器、密閉容器も補助対象に加えました。

家庭用生ごみ処理機購入費補助台数　　単位：台

年　　度	11～25	26	27	28	29	30	累計
生ごみ処理機	2,155	29	32	29	25	33	2,303
コンポスト容器	平成5年度～平成27年度			18	16	10	44
密閉容器	（無償貸与）			0	1	0	1

●家庭用剪定枝粉砕機貸出事業（平成２２年６月～）

剪定枝粉砕機を市民に対して無償で貸与することにより、剪定枝の有効利用を促進し、燃やすごみの減量及び資源化を推進しています。

単位：件

区分＼年度	26	27	28	29	30
件　数	75	54	36	39	39

●剪定枝の再資源化

エコルセンターに搬入すると、燃やすごみとして処理される剪定枝について、事業所から出るものは、堆肥化等を行う民間の再資源化施設に直接持ち込むよう事業者に指導を行い、家庭から出るものについては、第２・３資源回収ステーションに拠点回収場所を設置するとともに、平成３０年１０月からごみ集積場に排出された剪定枝の資源化を図っています。

単位：ｔ

区分＼年度	26	27	28	29	30
家庭系	－	309	377	560	763
事業系	2,062	2,633	3,216	2,696	3,222

※平成２９年１２月から第３資源回収ステーション開始

●リサイクルデータバンク設置事業（平成７年１２月～）

市民からの申込みによりリサイクルデータバンクに品目の登録をし、「あげます」、「求めます」の紹介を行い、不用品の交換の促進を図っています。

単位：件

区　分＼年　度	26	27	28	29	30
「あげます」	63	60	21	9	7
「求めます」	90	98	31	9	6
成　　立	44	34	10	1	0

3　し尿処理

概況

本市のし尿及び浄化槽汚泥の収集は、市の許可業者が行い、それぞれ小牧市クリーンセンターで処理しています。

し尿処理量の推移

単位：kℓ

区分＼年度		26	27	28	29	30
収集量	し尿	3,979	3,678	3,283	3,045	2,419
	浄化槽汚泥	16,926	18,376	19,422	18,621	19,452
	合計	20,905	22,054	22,705	21,666	21,871
処理量	施設処理量	20,905	22,054	22,705	21,666	21,871

浄化槽設置基数

単位：基

区分＼年度	26	27	28	29	30
単独処理	11,247	11,224	10,673	10,561	10,452
合併処理	3,708	3,798	3,725	3,817	3,848
計	14,955	15,022	14,398	14,378	14,300

処理対象人口の推移

単位：人

区分＼年度		26	27	28	29	30
行政区域内人口		153,470	153,521	153,335	152,944	152,816
計画収集人口		4,866	4,499	4,033	3,741	2,972
水洗化人口	公共下水道によるもの	112,049	113,129	113,990	115,391	115,978
	浄化槽によるもの	36,555	35,898	35,312	33,812	33,866

＜Ⅳ＞第二次小牧市環境基本計画の進捗状況

❶ 計画の趣旨

計画の目的と役割

環境基本計画は、地域の環境の保全に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための計画です。本市は、平成 15 年（2003 年）３月に第一次となる環境基本計画（第一次計画）を策定し、平成 20 年（2008 年）３月の改訂を経て様々な環境施策を推進してきました。

この間、地球温暖化の顕在化、生物多様性の損失などが社会的に重要な課題として取り上げられるようになりました。さらに、平成 23 年（2011 年）３月 11 日に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故をきっかけとして、原子力発電により地球温暖化対策を推進しようとする、これまでのエネルギー政策の転換を迫られることになりました。

このような状況の中、第一次計画が平成 24 年度（2012 年度）に計画の最終年度を迎えたため、社会情勢の変化と長期的な展望をふまえつつ、第二次となる環境基本計画（第二次計画）を策定することにしました。

計画の位置づけ

環境基本計画と他の計画との関係は、総合計画新基本計画から展開する各種計画の環境に関する施策や事業について、横断的に整合を図るものです。

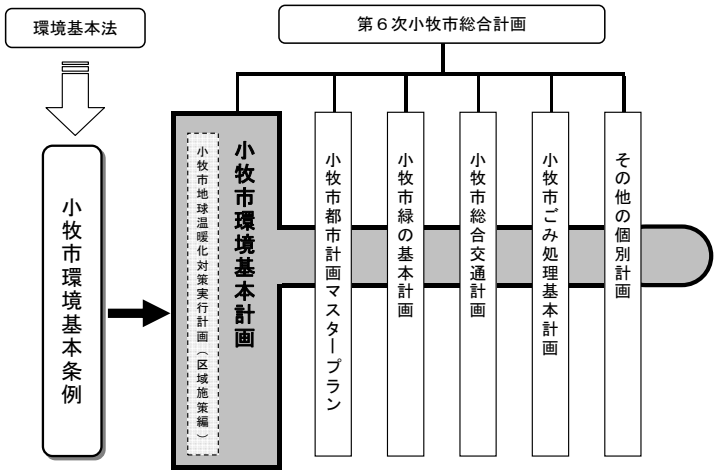

計画の期間（当初計画期間より１年延長）

平成 25 年度（2013 年度）から令和元年度（2019 年度）の７年間とします。

小牧市の目指す「望ましい環境像」

尾張野の　四季の恵みが　実感できるまち
～環境都市こまき～

都市化の進展は、地域のつながりを希薄にし、かけがえのない自然環境、生活環境、歴史的環境、文化的環境の存続を危うくしつつあります。その原因が、日常生活や事業活動に起因していることを、私たちは改めて認識し、市民一人ひとりがわがまちを愛し、わがふるさとを慈しむ心を醸成し、良好な環境を保全し、創造していかなければなりません。

今後も市民・事業者・市の協働のもと、日常の生活や事業活動により発生する環境負荷の低減に努めながら、「持続可能な社会」を構築し、私たちの生活にうるおいを与えてくれる身近な自然の恵みを将来の世代へと継承していきます。

小牧市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）としての目標

令和元年度（2019 年度）の温室効果ガス排出量削減目標

基準年である平成 18 年度（2006 年度）比で 10.7%削減します。

※当初指標は「電灯・電力消費量」及び「都市ガス消費量」としていましたが、情報提供先が「非公表」となったため、平成 30 年度報告書より指標を見直し「温室効果ガス排出量」とします。
※平成 18 年度(2006 年度)温室効果ガス排出量：2,135 千 t-CO_2

② 環境基本計画の施策体系

環境像	基本目標	環境テーマ	施　策
尾張野の四季の恵みが実感できるまち ～環境都市こまき～	1. 人づくり･基盤整備	①環境教育・環境学習	環境教育の推進
			学習機会の提供
		②環境コミュニケーション、活動の支援	環境保全活動の促進
			活動団体の支援
	2. 地球温暖化対策の推進 [小牧市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）]	①再生可能エネルギーの普及促進	市の率先行動
			設備導入の支援
		②省エネルギー対策の推進	市の率先行動
			現状把握・対策の支援
		③交通対策の推進	公共交通の利用促進
			自転車の利用促進
			自動車による環境負荷の低減
	3. 快適な生活環境の確保	①健康の確保	環境監視・対策の徹底
			近隣環境への配慮意識の向上
		②景観整備	美しいまちづくり
	4. 循環型社会の構築	①資源の有効利用とごみの適正処理	ごみの発生抑制
			分別の徹底
			ごみ再資源化の推進
			ごみの適正処理
	5. 生物多様性の保全	①自然環境の保全と創出	水辺の保全と創出
			緑の保全と質の向上
			森林・農地の保全
		②自然との共生	自然体験の促進

3 推進体制

基本計画を推進するために、事業を確実に行うことのできる庁内組織を整備するとともに、これに連携する市民や市民団体、関連する行政機関や研究機関・各種団体などと事業を協働して推進する体制を確立します。

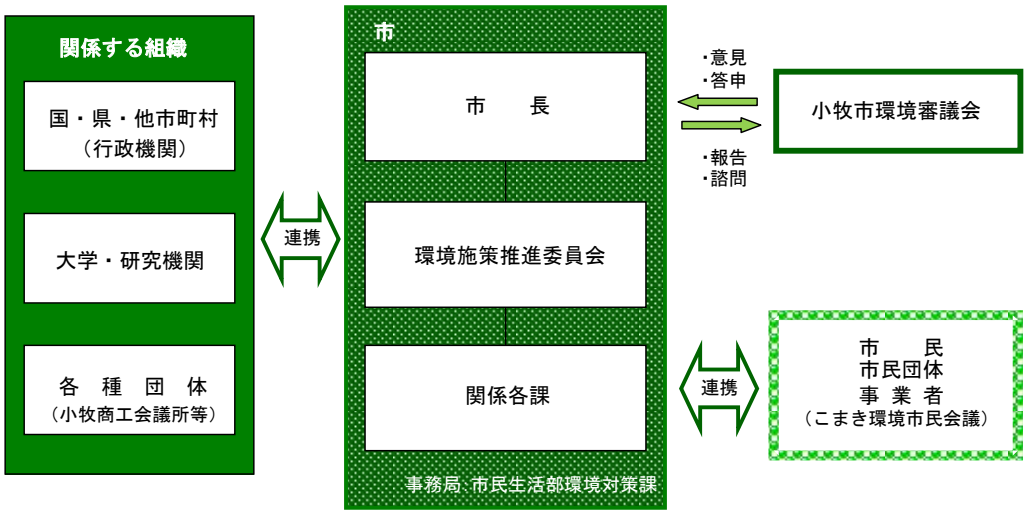

4 進捗管理

基本計画の実効性を高めるために、実施すべき事業の検討、実施した事業の効果確認を繰り返しながら、計画の進捗管理を行います。

市が中心となって実施する主な事業は、毎年度実施計画を作成し、PDCA サイクル手法により継続的に評価・見直しを行いながら推進します。

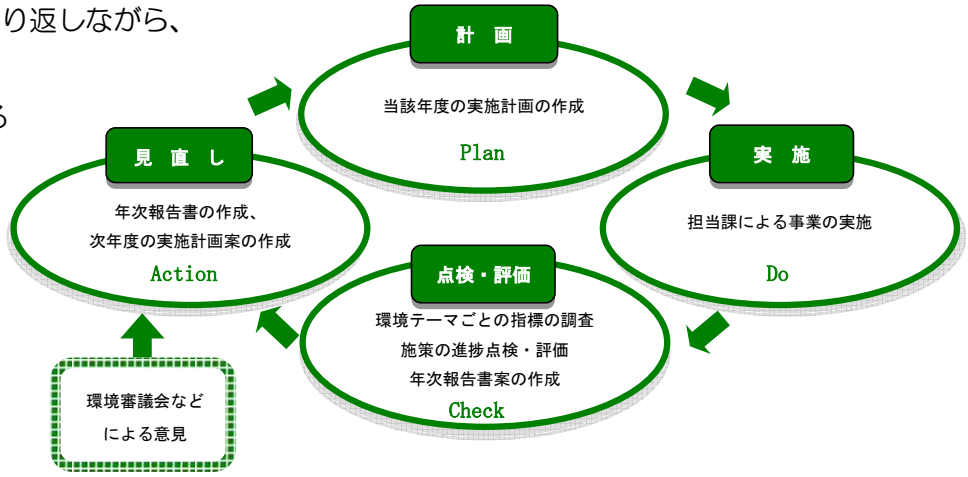

5 計画期間の延長

基本計画（第二次計画）の計画期間は、計画終了年度を最上位計画である第６次小牧市総合計画新基本計画に合わせるため、平成 25 年度から平成 30 年度の６年間としていました。しかし、第三次計画については、次期最上位計画である「まちづくり推進計画」を踏まえたものとするため、計画期間を１年延長し、平成 25 年度から令和元年度までの７年間とします。

なお、この計画期間の延長に伴い、目標値を平成 30 年度から令和元年度の数値に見直しを行い、目標値については「６．進捗状況」に記載のあるとおりとなっています。

6 進捗状況

基本目標１　人づくり・基盤整備

環境テーマ	指標	目標値 令和元年度	進捗状況		
			平成 28 年度	平成 29 年度	現状 平成 30 年度
環境教育・環境学習	日ごろから環境にやさしい取り組みを心がけている市民・子どもの割合	市　民:85% 子ども:85% 以上	市　民:76.5% 子ども:82.3% （平成 27 年度）	市　民:71.0% 子ども:82.7% （平成 28 年度）	市　民:74.9% 子ども:84.2% （平成 29 年度）
	環境関連講座等参加人数（市民環境講座、リサイクル体験教室参加者数などの合計）	5,000 人 以上	5,171 人	5,817 人	5,071 人
環境コミュニケーション、活動の支援	クリーンアップ事業等の年間参加者数	82,000 人 以上	81,886 人	90,043 人	88,977 人
	地球温暖化対策地域推進協議会の数	5 協議会	3 協議会	3 協議会	3 協議会

平成３０年度の主な取り組み

活動ボランティアの育成や人材派遣

【　施策説明　】

市民環境講座を通じ、環境活動を行うボランティアの育成を図る。

●取り組み・実績

家庭での省エネ方法や環境に配慮した日々の消費行動など生活に身近なテーマを講座内容に選び、環境への関心を深めてもらえるように努めた。

また、親子向けの講座として水生生物調査を実施した。

受講人数：32 名

『プロジェクト WET：川のいろいろ』『あなたにもできる！夏の省エネライフ』

『「思いやりクッキング」キッチン発・エゴからエコへ』

『パソコンの分解教室』『水生生物調査（大山川）』

（「パソコンの分解教室」講座の様子）

環境フェア等イベントの実施

【　施策説明　】

こまき環境市民会議への委託事業として、環境フェア等のイベント実施を通じ、環境について学習する機会を提供する。

●取り組み・実績

「いきいきこまき」内での共同開催として 11 月 17 日、18 日に開催。「来て、見て、触れて！環境について楽しく学ぼう‼」と銘打ち、体験・体感型ブースの出展を行った。

（COOL CHOICE ブース【エコドライブ】）

その他取り組み事業

事業	内容
学校版環境ＥＭＳの推進	学校における環境改善活動の一助として学校版環境ＥＭＳを充実し、環境によい学校づくりに取り組む意識の啓発を行う。 ➢ 小中学校全 25 校からの認定申請を審査し、全校認定を行う。
教育職員の研修等支援	環境教育に関する研修を実施し、教員の資質向上を図る。 ➢ 研修対象者への働きかけと研修（夏季研修）の実施。
農業祭の充実	小牧の農業の振興や生産者と消費者とのふれあいの場として、農業祭を一層充実したものにする。 ➢ 農業祭の内容を充実させるとともに市民にＰＲを実施。 ➢ 11 月 17、18 日の 2 日間で約 4.1 万人が来場。
環境教育の推進	市内各保育園で園児を対象に、ごみの分別や地球温暖化など、環境に心がけた生活を学び、環境保全の大切さを伝える。 ➢ 年齢に応じて、ごみの分別方法や環境にやさしい生活の仕方などを説明する。
環境関連講座の充実	環境関連の出前講座等を企画・提供することにより、環境に関する啓蒙を図る。 ➢ 出前講座の環境関連講座の情報を市広報やＨＰで提供。
環境保全活動へのエコポイント付与	毎月１回（8 月を除く）市内３小学校（小牧・光ヶ丘・小木）で毎月廃食用油の回収を行うと同時に、持参者にエコポイントとしてシールを発行し、環境保全活動の促進を図る。 ➢ 8,233pt 発行。（延べ 522 人参加）
アダプトプログラムの活動促進	市民、事業者に対し、アダプトプログラムへの参加を呼びかけるとともに、団体間の交流の場を提供する。 ➢ 市広報やＨＰにより参加を呼びかけ。（登録団体数 42 団体・個人 8 人）
環境配慮行動の情報提供	市民・事業者が取り組む環境配慮行動や有用な活動事例についてＨＰなどの媒体を活用して情報発信する。 ➢ ＨＰで情報発信。
環境マネジメントシステムの導入支援	環境ＩＳＯと品質ＩＳＯを併せて、積極的にＰＲし、市内の中小企業の認証取得を推進する。 ➢ 平成 30 年度助成金申請及び交付なし。（通算 211 件）

評価

環境関連講座等参加人数及びクリーンアップ事業の年間参加者は増加傾向にある一方で、「日ごろから環境にやさしい取り組みを心がけている市民の割合」は年度ごとに増減はあるものの概ね横ばいとなっている。若い世代の割合が低いことから、親子向けのイベントなど各世代のニーズに合った事業を推進し、環境意識の向上に努めていくことが必要である。

基本目標２　地球温暖化対策の推進

環境テーマ	指標	目標値 令和元年度	進捗状況		
			平成 28 年度	平成 29 年度	現状 平成 30 年度
再生可能エネルギーの普及促進	市内温室効果ガス排出量(※環境省公表資料)	1,907 千 t-CO_2 (平成 29 年度)	2,025 千 t-CO_2 (平成 26 年度)	1,939 千 t-CO_2 (平成 27 年度)	2,205 千 t-CO_2 (平成 28 年度)
省エネルギー対策の推進	公共施設のエネルギー消費量(原油換算)	11,553kl 以下	12,631kl	12,814kl	13,179kl
交通対策の推進	名鉄小牧線市内各駅の年間乗降客数	12,300,000 人 以上	11,127,134 人	11,549,327 人	11,926,998 人
	巡回バス年間利用者数	720,000 人 以上	625,473 人	686,265 人	736,216 人

平成３０年度の主な取り組み

再生可能エネルギー設備導入に係る補助金や関連情報の提供

【　施策説明　】

設備導入につながる補助金や関連の情報をＨＰや広報等を活用して広く提供する。

自宅に太陽光発電システムを設置する方に設置費の一部を補助することにより、市民のシステム導入を促進する。

●取り組み・実績

太陽光発電システム設置補助事業の実施（148 件補助金交付）

平成 31 年度から新たに蓄電池・ＨＥＭＳ・燃料電池の設置に対しての補助を実施するため、補助事業の見直しを行う。

（太陽光発電システム）

環境家計簿・エコライフチェックシートの普及

【　施策説明　】

二酸化炭素を排出する日常の行動について、どれだけ意識して環境にやさしい生活を送れたのか項目の数をチェックし、１日における二酸化炭素の排出量の削減につなげる。

●取り組み・実績

市内小学校４・５年生、中学校１・２年生に協力依頼し、エコライフチェックシートでの自己診断を実施した。

※小学生：2,433 人（一人当たり 462g/日の CO_2 削減）

中学生：2,406 人（一人当たり 436g/日の CO_2 削減）

（エコライフチェックシート）

その他取り組み事業

事業	内容
公共施設への再生可能エネルギーの率先導入	公共施設のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の削減のため、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーを導入する。 ➢ 施設所管課に導入を促す。（49 施設に太陽光発電設備を導入済み）
公共施設への省エネルギー設備の率先導入	公共施設や街路灯などのＬＥＤ化を積極的に推進するほか、公共施設への省エネルギー設備導入に努める。 ➢ 各施設の照明設備にＬＥＤを導入。
市役所エネルギー消費量抑制	環境マネジメントシステムの運用による省資源、省エネルギー、省エネルギー型設備導入などにより、公共施設で使用されるエネルギー量を削減する。 ➢ クールビズ、ウォームビズ、ノーカーデーの実施。
こまき巡回バス事業の改善検討	公共交通機関として、より利便性の高い乗り物となるよう運行内容等を見直し、より多くの方が利用するよう促す。 ➢ 平成 30 年 8 月 1 日に 19 コース中 10 コースにおいてルート・ダイヤ等の見直しを行う。併せて、広報、出前講座等において周知・ＰＲを行う。
鉄道駅・バス停の利便性向上	名鉄小牧線各駅や各種バス路線におけるバス停の利用環境を整えることにより、利用者の利便性向上を図る。 ➢ 小牧口駅において平成 30 年 8 月からバリアフリー化整備を実施し、令和元年 12 月頃の供用開始を目指す。 ➢ 運行事業者及び関係機関との調整や要望活動を実施。
主要施設における自転車駐輪場の充実	交通結節点等において駐輪場の整備を進め、環境にやさしい自転車の利用促進を図る。 ➢ 駐輪場の整備が必要な箇所の調査と既存駐輪場の維持管理を実施。 ➢ 平成 30 年 9 月及び平成 31 年 3 月に、味岡駅の駅前広場の一部を味岡駅自転車等駐車場として整備。 ➢ 自転車等駐車場 11 施設の維持管理を実施。
自転車歩行者空間のネットワーク形成	歩車道の分離や歩道の段差解消など、歩行者や自転車に配慮した道路整備を進める。 ➢ 北外山小木線外 8 路線（L=990m）の歩道整備工事などを実施。
低公害車購入に係る補助金等の情報提供	環境負荷低減につながる低公害車購入を促進するため、補助金等の情報提供を行う。 ➢ 低公害で環境にやさしい CNG（天然ガス）車の普及に向け、実車を展示し、導入の際に対象となる補助金の啓発を実施。

評価

気候変動による夏季の気温上昇及び冬季の気温低下の影響に伴い、市内エネルギー消費量が増加し市内温室効果ガス排出量や公共施設のエネルギー消費量は増加した。温室効果ガス排出に起因するエネルギー消費量を削減するためには、再生可能エネルギーの導入やＬＥＤをはじめとする既存設備の省エネルギー対策がより一層必要となる。

また、地球温暖化対策では温室効果ガス排出量を削減する「緩和策」だけでなく、現在及び将来予測される気候変動の影響に対処するための「適応策」が求められる。

基本目標３　快適な生活環境の確保

環境テーマ	指標	目標値 令和元年度	進捗状況		
			平成 28 年度	平成 29 年度	現状 平成 30 年度
健康の確保	大気汚染に係る環境基準達成状況（一般環境大気測定局 SO_2、NO_2、SPM、Ox）	全項目で環境基準達成	SO_2：達成 NO_2：達成 SPM：達成 Ox：非達成	SO_2：達成 NO_2：達成 SPM：達成 Ox：非達成	SO_2：達成 NO_2：達成 SPM：達成 Ox：非達成
	水質汚濁に係る環境基準達成率（河川 BOD　8mg/L 以下）	100%	97%	92%	95%
	騒音に係る環境基準達成率（環境騒音）	100%	100%	100%	100%
	公共下水道普及率	76% 以上	73.8%	74.4%	74.9%
景観整備	ポイ捨てがないきれいなまちだと思う子どもの割合	50% 以上	47.4% （平成 27 年度）	49.3% （平成 28 年度）	51.0% （平成 29 年度）

※「水質汚濁に係る環境基準達成率」の河川 BOD の基準値は、平成 28 年度は「10mg/L 以下」、平成 29 年度以降は「8mg/L 以下」となっています。

平成３０年度の主な取り組み

浄化槽転換推進事業補助金

【　施策説明　】

河川の水質保全や快適で住みよい生活環境の向上のため、既存の単独処理浄化槽から、窒素またはリンの処理能力を有する合併処理浄化槽へ転換した者に補助金を交付する。

●取り組み・実績

補助金申請を受け付け、合併処理浄化槽へ転換した者に対して申請に基づき、3 基の補助金交付を行った。

犬のふん害防止対策

【　施策説明　】

地域ぐるみで犬のふん放置対策を取り組むことにより、飼い主のマナー向上を図る。

●取り組み・実績

広報への掲載、アダプトプログラム登録団体・区長・環境保全推進員に協力を呼びかけて、イエローカード作戦を 3 団体、個人 11 人が実施した。

「ごみ散乱防止市民行動の日」の活動促進

【　施策説明　】

「市民行動の日」を核とした「こまきクリーンアップ活動」を全市的に行い、活動の促進・定着化を図るとともに、規模を拡大させる。

●取り組み・実績

各種団体へ参加要請、また、広報・ＨＰでＰＲを行った。

クリーンアップ事業の参加者が年間 72,148 人となった。

（市民行動の日の様子）

その他取り組み事業

事業	内容
事業所の適切な立地誘導	都市近郊という立地条件や広域交通の利便性を活かした立地適地を紹介し、優良企業の適切な誘致を推進する。 ➢ 企業訪問（延べ２２７社）、適地相談・紹介（１０８件）を実施。
下水道整備の推進・下水道接続率向上	下水道整備を推進し、下水道接続率を向上するための啓発活動を積極的に推進する。 ➢ 未接続世帯への戸別訪問、接続依頼文の送付。 ➢ 関係者への工事、受益者負担金、事業計画等の各説明会を実施。
路上喫煙禁止区域の設定	路上喫煙禁止区域の啓発と定着化を目指す。 ➢ パトロール（167 日）や実態調査（1 回）の実施。パトロールにおいては 7 人を指導。 ➢ 広報・ＨＰなどによる啓発活動を実施。
小牧山及び周辺景観整備、美化活動	史跡やみどり豊かな自然環境を残し、歴史と文化を感じることのできる地域としての整備や環境美化を維持する。 ➢ 小牧山美化ボランティアへの参加。
文化財所在地の環境整備	文化財の所在環境の維持、指定天然記念物の生育環境保護等のために文化財所在地の環境整備を進める。 ➢ 文化財の巡回調査、除草剪定作業・病害虫防除作業、指定天然記念物の環境保護。
小牧山整備	将来の整備工事での詳細な遺構復元のため、随時計画を見直す。併せて小牧山城主郭地区 11 次発掘調査を実施する。 ➢ 小牧山主郭地区第 11 次発掘調査の実施。

評価

大気や水質、騒音などの生活環境に密接に関係のある環境基準については、概ね目標値を達成しているが、項目によっては超過しているものもある。定期的な測定により環境基準の観測を続け、現状把握に努める必要がある。

指標の「ポイ捨てがないきれいなまちだと思う子どもの割合」は増加傾向にあり、平成 30 年度に目標を達成した。

市民参加型事業の促進または定着化を図ることにより、近隣環境の美観向上と更なる意識向上に努めることが望ましい。

基本目標４　循環型社会の構築

環境テーマ	指標	目標値 令和元年度	進捗状況		
			平成 28 年度	平成 29 年度	現状 平成 30 年度
資源の有効利用とごみの適正処理	一人１日あたり家庭系ごみ排出量（資源を除く）	426g 以下	434g	430g	423g
	再資源化率	36.5% 以上	36.7%	35.6%	36.6%
	事業系ごみの年間排出量	11,666t 以下	11,619t	11,642t	11,643t

平成３０年度の主な取り組み

中古パソコンの再資源化

【　施策説明　】

市民の利便性を図り更なる資源化を推進するため、パソコン等小型家電電子機器の回収を推進する。

●取り組み・実績

資源回収ステーションにおける拠点回収及び認定事業者との協力による宅配回収の更なる推進を図る。

・資源回収ステーション回収分 15,870ｋｇ、台数 3,383 台（携帯電話回収分含む）

（環境フェア出展の様子）

・リネットジャパン回収分　1,713.6ｋｇ、台数 281 台（携帯電話回収分含む）

・メダルプロジェクト回収分　13.4ｋｇ（携帯電話）

資源回収拠点の充実

【　施策説明　】

市民の利便性を図り更なる資源化を推進するため、資源回収拠点の充実を図る。

●取り組み・実績

第２・第３資源回収ステーションの剪定枝運搬用として、公用車の貸し出しを行い更なる利便性の向上を図った。

集積場で「燃やすごみ」として排出されていた剪定枝・落ち葉を平成 30 年 10 月から資源として回収。また、資源回収ステーションに出された羽毛ふとんの資源化開始する。

・公用車貸し出し件数：94 件

・剪定枝資源化：763.160ｔ（事業系市外搬出含まず）

・羽毛ふとん資源化：0.26ｔ

中古品の活用促進

【　施策説明　】

こども服のリユースを行うことで、３Ｒを推進し、ごみの減量化を図る。併せて、再利用することの良さ、大切さを学ぶ中で、親子や地域との絆を深め、子育て支援につなげる。

●取り組み・実績

児童館、保育園における古着の回収、イベント・広報・ＨＰでの子ども服リユースＰＲを実施した。

・児童館実績 7,082 人、子供服 23,747 枚

・イベント実績(来場者数)744 人、子供服 2,094 枚

（子ども服リユースの様子）

その他取り組み事業

事業	内容
レジ袋削減・買物袋持参運動の促進	小牧市レジ袋削減協議会を通じて、レジ袋削減・買物袋持参が促進されるように啓発を図る。 ➢　小牧市レジ袋削減協議会を年 1 回開催。(5 月 25 日) ➢　市広報等を通じてレジ袋削減を啓発。
生ごみ処理機器購入費補助事業	生ごみ処理機器の購入費補助を行うことにより、家庭から排出される生ごみの自家処理の推進を図る。 ➢　広報や出前講座を活用しＰＲを実施。 ➢　利用者 40 人
分別・排出指導の徹底	ごみ減量化対策に関する出前講座を開催し啓発する。 ➢　出前講座や各行政区のごみ集積場での分別指導を実施。 ➢　出前講座 17 回（719 人）

評価

ごみ減量化対策に関する事業の実施等により、家庭系ごみ排出量は減少傾向にある。再資源化率は前回より数値の上昇、事業系ごみ排出量は多少増加しているものの目標は達成しており、概ね改善傾向にある。

資源の有効利用とごみの適正処理を推進のため、今後も継続的な分別指導などの普及啓発活動により、リサイクルへの意識向上を図ることが必要である。

基本目標５　生物多様性の保全

環境テーマ	指標	目標値 令和元年度	進捗状況		
			平成 28 年度	平成 29 年度	現状 平成 30 年度
自然環境の保全と創出	多自然型ブロック護岸延長（準用河川）	0.84km 以上	0.80km	0.82km	0.82km
	市民一人あたりの都市公園面積	7.6 ㎡/人 以上 （平成 32 年度）	7.4 ㎡/人 （平成 28 年度）	7.4 ㎡/人 （平成 29 年度）	7.5 ㎡/人 （平成 30 年度）
	緑被面積	現況緑被面積の確保 （平成 32 年度）	2,760ha （平成 27 年度）	2,760ha （平成 27 年度）	2,760ha （平成 27 年度）
	緑が豊かなまちと思う市民の割合	69% 以上	74.9% （平成 27 年度）	71.4% （平成 28 年度）	71.7% （平成 29 年度）
自然との共生	水生生物調査の参加学校数	5 校	5 校	5 校	5 校
	生態系ネットワークの形成	1 地域	1 地域 （尾張北部生態系ネットワーク）	1 地域 （尾張北部生態系ネットワーク）	1 地域 （尾張北部生態系ネットワーク）

※多自然型ブロック護岸については、護岸形態の変更により以降の施工はないため、現状の整備延長で事業完了となる。

平成３０年度の主な取り組み

水生生物調査

【　施策説明　】

市内小学生による水生生物調査を実施し、生活排水の問題や河川生物の生息環境について学ぶ機会を提供する。

●取り組み・実績

市内 5 小学校で実施し、児童 486 人が参加した。

6 月 26 日　米野小学校（児童 192 人参加）
6 月 27 日　光ヶ丘小学校（児童 63 人参加）
7 月 2 日　篠岡小学校（児童 62 人参加）
10 月 5 日　大城小学校（児童 46 人参加）
10 月 16 日　小牧原小学校（児童 123 人参加）

（篠岡小学校水生生物調査【大山川】の様子）

その他取り組み事業

事業	内容
水辺の緑道の整備	合瀬川の堤防を緑道として整備することにより、水辺の散歩道としての環境整備を促進する。 ➢ 合瀬川緑道整備を実施。
風致の優れた地域の保全	風致の優れた環境を活用した地域を保全し、市民が自然風景に親しむ場として提供する。 ➢ 自然環境調査を基に、保全活用計画策定等検討委員会を開催し、マメナシ自生地を含めた太良上池・下池周辺整備計画をまとめる。
緑化に関する補助制度の活用促進	民有地の緑化を進めるため、生垣設置、屋上緑化、空地緑化などを奨励し、補助制度の利用を推進する。 ➢ 広報・リーフレットによるＰＲを実施。
身近な公園緑地の整備	公園の計画的な整備と適正な管理を進める。 ➢ 市之久田公園整備、北新池周辺整備及び児童遊園の改修を実施。
緑化推進協議会の充実	緑化推進協議会のＰＲを進める。 ➢ 各イベントにおいてチラシ等でＰＲを実施。 ➢ 会員数：個人 669 人、法人 41 社
優良農用地の保全	新たな農業の担い手を確保し、優良農用地の維持保全を進める。 ➢ ＨＰなどを活用し認定農業者制度のＰＲを実施。 ➢ 新規就農セミナー開催。（78 名受講）
遊休農地の防止・解消	現況調査や所有者への意向確認の結果に基づき、活用方法を検討する。 ➢ 現地調査や所有者への意向調査などを実施。 ➢ 農業講座でアンケートを実施。
水辺を生かした空間づくり	東部に点在するため池などについて、自然や生態系に配慮しつつ、水辺を生かした整備を進める。 ➢ 藤助池・ヤリコボラ池の浚渫工事を実施。
兒の森の活用促進	兒の森を使った講座を実施することにより、自然環境保護に関する啓蒙を図り、また、森の環境を保全するボランティア活動を支援する。 ➢ 自然環境教育講座や森の整備保全を実施。
水辺の親水化と保全	植栽された木々の剪定、除草など保全管理を行う。 ➢ 6～9 月に除草作業、9～10 月と 1～2 月に剪定を実施。
自然環境学習	児童と共に身近な動植物を観察し、小学生のうちから自然に興味を持ってもらい、環境保全に対する意識の啓発を図る。 ➢ 5 児童クラブで実施。（児童 126 人参加） ➢ 光ヶ丘（27 人）、一色（16 人）、味岡（27 人）、大城（19 人）、小牧南（37 人）
「小牧環境マップ」の充実	自然環境観察人や専門家等から植物の生育・生息状況に関する情報を収集し、分布状況等をマップの形でホームページに掲載し、環境保全への関心を深めてもらうよう努める。 ➢ ＨＰ掲載内容を随時更新。

評価

自然環境保全において指標の目標値の向上・現況維持に向けて成果があげられている。また、生物多様性への認知や理解を深めるために、各種事業を展開し市民への啓発をしていく必要がある。

この年次報告書は、
小牧市環境基本条例第２３条に基づき、
平成３０年度における環境の状況及び
環境施策を推進した結果に対する評価、
継続的な改善に向けた取組等について
取りまとめ、公表するものです。

令和元年度

小牧市環境年次報告書

令和元年 12 月

＜発行＞小牧市役所 市民生活部 環境対策課
〒485-8650　愛知県小牧市堀の内三丁目１番地
TEL 0568-76-1181
FAX 0568-72-2340
メールアドレス kankyou@city.komaki.lg.jp